11月は、製品安全総点検月間です！

日常生活の中で、製品による事故が発生しています。リスクを適切に認識し、製品を正しく安全に使用することにより、製品事故から身を守ることができます。
このため、経済産業省では、11月を「製品安全総点検月間」とし、集中的に周知活動を実施しています。
こうした事業者、消費者、行政が連携した取組により、「製品安全文化」を定着させ、安全・安心な社会の構築を目指しています。

消費者

・安全な製品をえらぶ
・製品を正しくつかう
・日々の点検をおこなう

政府

・法律による製品安全規制
・事業者の製品安全活動をサポート
・消費者へ安全情報の提供

事業者

・安全な製品を製造・販売
・安全に使ってもらうための情報提供
・製品に事故が起きたときの対応

未然に製品事故を防ぐために・・・

製品事故の現状について

身の回りの製品による火災や死亡等の重大な事故は、年間約1,000件も発生しています！

重大製品事故とは
製品事故のうち、死亡、重症（治療期間 30 日以上）、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災（消防が確認したもの）が発生した事故。

事業者は、製品事故が発生するとリコールを開始します。

リコールとは
設計・製造上の過誤などにより製品に欠陥があることが判明した場合に、製造者・販売者の判断で自主的に、無償修理・交換・返金などの措置を行うこと。

未回収・未修理等のリコール未対策品による重大製品事故は、年間１００件以上発生（重大製品事故全体の約１割）しています。

リコール品による重大製品事故の発生件数の推移

製品を長期間使用すると事故の発生率が高くなります。住宅に設置される設備機器として比較的長期に使用される場合が多く、使用開始から20年以上経過して発生した事故も25件あります。

使用期間別 事故発生件数

未然に
製品事故を防ぐために…

製品事故は、製造事業者（メーカー）の対策だけでは、防げません。
消費者も製品事故を防ぐ取組をする必要があります。
身の回りの製品を点検し、異常を感じたら、まずはメーカーや販売店に相談をしましょう。

● 製品事故を防ぐためのチェックポイント

製品を購入したとき…

- □ 取扱説明書をよく読む
- □ 注意事項を守る
- □ メーカーに所有者登録をする
- □ 長期使用製品の所有者登録をする
- □ 長期使用製品の標準使用期間の表示を確認する

使っているときに…

- □ 異常を感じたら使用を中止する
- □ メーカーや販売店に連絡する
- □ リコール情報をチェックする
- □ リコールに協力する

古い製品があったら…

- □ 古い製品を点検する
- □ 古い製品は修理や買替えをする
- □ メーカーから点検のお知らせが来たら点検する
- □ 長期使用製品の標準使用期間が過ぎていないか確認する

リコールについて

事業者がどのようにリコールを行っているか知っていますか？
〈リコール事例〉

事故発生

・電動アシスト自転車からバッテリーを取り外し、充電後に保管していたところ、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。（平成２７年５月１日兵庫県）

・電動アシスト自転車のバッテリーを、充電器にセット状態で、当該製品、充電器及び周辺を焼損する火災が発生した。（平成２７年５月１９日神奈川県）

事業者の対応

平成２７年５月　１日　　兵庫県において重大事故が発生
　　　　　　５月１９日　　神奈川県において重大事故が発生

事故後 事故の原因究明を実施 → 製品起因であると特定

平成２７年７月２７日　　同社のホームページや新聞で公表を行い
　　　　　　　　　　　　対象となるバッテリーの無償交換を実施

製品と事故状況

電動アシスト自転車

事故原因と対象品の特定

・特定期間においてセル製造設備の調整不備があったことが判明。これにより電池セル封止部から内部の電解液が漏出、この電解液がバッテリーパック内の金属部品の特定のめっき成分を溶かし、これが析出することにより、電池セルの短絡・発火に至る。

・セル製造設備の不備のあったラインで製造したセルを搭載した可能性があり、特定のめっき成分を有する連結タブのバッテリーを対象品として特定。

市場対応

・対象バッテリーパックの無償交換
・交換用バッテリーにはセル製造管理強化と更なる安全性向上のための対策を追加
・新聞紙上，自社ホームページによるリコール社告の掲載。ダイレクトメールの発送等

自社ＨＰ

経済産業省のＨＰ

事業者がリコールを行うのは？

消費者の方々が安全安心に製品を使っていただくため、事故が発生した際は原因究明を行い、その結果、事故が製品に起因し、以降も発生する可能性があると判断したものに関してはリコールの対応を行います。

【協力】パナソニック株式会社

ウォーターサーバー

ウォーターサーバーによる乳幼児のやけど事故

ウォーターサーバーは、温水と冷水がいつでも使用できること、重い水を家まで届けてくれること、気軽にミネラルウォーターが飲めることなどの利便性及び水の備蓄などを目的に、2011年以降、急速に普及してきた。ウォーターサーバーは、このような利便性がある反面、常時、本体内部に約70℃～90℃ のお湯が蓄えられ、温水用蛇口からお湯が出ることから、ウォーターサーバー本体の転倒や不意にお湯が出るなどの現象によって火傷事故が発生するリスクが存在している。

具体的な事故事例

乳幼児の事故の多くは、乳児がつかまり立ちができるようになる9ヶ月～11ヶ月の乳児や一人歩きができるようになる1歳以上1歳6ヶ月未満、上手に歩くことができるようになる1歳6ヶ月以上2歳未満であり、温水用蛇口に触る又は操作したことによって火傷事故が発生している。

温水用蛇口又はレバーに触れる・操作することによって火傷した事故のうち7 件が蛇口の緩み又は外れによる火傷事故であった。

年度別火傷事故発生件数の推移

年齢層別事故件数(人数)

発達段階別事故件数(人数)
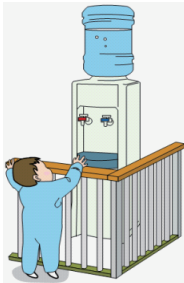
使用する際の注意事項

事故防止のために

- □ 小さな子供のいる家庭ではチャイルドロック機能が付いている機種を使用してください。
- □ ウォーターサーバーをゆすったり倒したりしないでください。
- □ ウォーターサーバーを移動する際には、コンセントを抜いた後、30分以上放置してから移動してください。

ウォーターサーバー

ウォーターサーバーを安全に使用するためのチェックシート

説明項目	チェック
① ウォーターサーバーには火傷のリスクが存在します。 ウォーターサーバー本体内部には、常時、約70℃～90℃ のお湯が蓄えられており、いつでもお湯が使えるようになっていますので、ウォーターサーバー本体の転倒や不意にお湯が注がれるなどの現象によって火傷事故が発生するリスクが存在しています。	□
② 取扱説明書を十分に読み、正しい操作手順で使用しましょう。 ウォーターサーバーは①のリスクが存在しますが、取扱説明書に従って正しく使えば、非常に利便性の高い商品ですので、取扱説明書を十分に読んで下さい。	□
③ 乳幼児をウォーターサーバーに近づけないように注意しましょう。 ウォーターサーバーはお湯が使えることから、乳幼児が誤って温水用蛇口に触ったりすると火傷する危険があります。乳幼児は目に付くもの、手が届くもの、興味を引くものに直ぐに触りたくなります。特に3歳以下の乳幼児がいる場合は、移動防止柵等のゲートを設けるなど、ウォーターサーバーに乳幼児が近寄れないように注意して下さい。また、踏み台となるような椅子等の家具も近くに置かないようにしましょう。	□
④ チャイルドロックを解除している様子を乳幼児に見せないように注意しましょう。 子どもは観察力が鋭く、大人や兄弟のまねをしたがりますので、子どもにはチャイルドロックを解除しているところを見せないように注意して下さい。	□
⑤ 定期的に温水用蛇口の安全確認をしましょう。 チャイルドロックが正常に動作するか、蛇口などに緩みやガタつきがないか、定期的に確認しましょう。異常があった場合は使用を止め、取扱説明書に記載されているお問い合わせ先へ連絡しましょう。	□
⑥ ヒヤリ・ハット情報の提供のお願い。 ウォーターサーバーの更なる安全性向上に繋げるため、ウォーターサーバーによるヒヤリ・ハットを経験された場合は、取扱説明書に記載されているお問い合わせ先、日本宅配水＆サーバー協会又は近くの消費者センターへ情報を提供しましょう。	□

業界団体などの取り組み

(一社)日本宅配水＆サーバー協会

消費者の方々の安心、安全を第一に考え、日本宅配水＆サーバー協会では、事故対策分科会(サーバー委員会内)を発足し、経済産業省及びNITEにご協力いただきながら、皆様がより安心してウォーターサーバーをご利用していただけるよう、ウォーターサーバーの製造メーカー及び輸入業者、販売会社向けに「乳幼児の火傷事故防止対策」のガイドラインを現在作成中で、2016年3月を目処にガイドラインの完成を進めております。

温水洗浄便座

やけど件数

2012年：2件
2013年：1件
2014年：2件

出典：（一社）日本レストルーム工業会

出典：（一社）日本レストルーム工業会

高齢者や介護の必要な方の低温やけどにご注意を！

事故を未然に防止するためには？

低温やけどにご注意

便座に**長時間皮膚が触れている**と、**低温やけどの原因**になります。
また、温風乾燥を**同じ場所に長く当てている**と**やけどの原因**になります。
特に、以下のような方が使用されるときは、まわりの方が**温度調節などにご注意ください。**

注意が必要な方の例

- お子さま
- お年寄の方
- 深酒の方
- 疲労の激しい方
- 皮膚の弱い方
- 皮膚感覚が弱い方
- 自分で温度調節が出来ない方
- 眠気を誘う薬（風邪薬、睡眠薬）を服用された方

特に高齢者や介護が必要な方などのご使用には、ご注意ください。

長期使用による劣化が原因で発煙！

事故事例

長期使用により製品内部で漏水が発生し、電子・電気部品が被水 ⇒ 発熱して発煙が発生。

事故を未然に防止するためには？

○製品に異常を感じたら、使用を中止し、電源プラグを抜き、販売店やメーカーに修理を依頼。
○販売店やメーカーへの定期的な点検の依頼。
○長期間（10年以上）使用した場合は、買替えを検討。

温水洗浄便座に関する情報は『トイレナビ』で公開中！！

http://www.sanitary-net.com　トイレナビ　検索

温水洗浄便座

温水洗浄便座は電気製品です。
電気製品としての取り扱いと寿命を意識しましょう!!

警告 異常に気づいたら、電源プラグを抜き、止水栓を閉めて　使用を中止して下さい。火災や感電の原因になります。

異常な状態

温水洗浄便座　セルフ安全チェックポイント

1つでも該当する場合　次のような症状は、火災や感電の原因になります。電源プラグを抜き、止水栓を閉めて、すぐに販売店、工事店またはメーカーへご連絡してください。

- チェック1　便座のゴム足が外れている、ガタツキがある
- チェック2　便座コードがねじれたり、便座で挟み込んだりしている
- チェック3　便座にひびや割れがある
- チェック4　便座が異常に熱いときや、冷たいときがある
- チェック5　製品から水漏れしている（内部の電気部品が被水）
- チェック6　操作部のシールがめくれたり、ひび割れたりしている（内部の電気部品が被水）
- チェック7　電源コードが熱くなっている
- チェック8　電源プラグの差込部が発熱・変色している

※上記のチェックポイントは、異常な状態のあくまでも一例です。正常な状態であっても、定期的にセルフ安全チェックすることをおすすめします。

予測される事故

- 便座や便座コードから火が出る場合があります。
- 製品内部の電気部品に水がかかり、製品から火が出る場合があります。
- 電源コードやコンセント部から火が出る場合があります。

対策・対応

応急処置　すぐに電源プラグを抜いて、止水栓を閉めてください!

点検依頼　点検を依頼してください!

販売店またはメーカーに点検を依頼してください（有料）。なお、必要に応じて、修理または買い替えのご検討をお願いします。

長期間ご使用の場合も、点検をおすすめしています。

故障を放置し使用を継続した場合の危険性!!（事故事例）

故障したままでの使用継続は「火災」や「感電」など重大な事故につながる可能性があります。

【危険！！】
水漏れを花瓶で受けて使用を継続している事例
（内部電気部品が被水して発火/発煙の可能性がある）

【危険！！】
便座スイッチを入れているのに「冷たい」状態で
使用を継続して事故につながった事例

電動車いす

電動車いすは、歩行に困難を感じる高齢者や障害のある人にとって、行動範囲を広げ、社会生活を支援するものとして欠かせない製品です。近年は高齢化の進展を背景に、ハンドル型電動車いすの出荷台数が急増しており、平成25年末までの累計出荷台数は47万台に上っています。それにつれて、使用者が運転中に操作を誤って、「転落」「転倒」「衝突」する事故が発生しており、死亡・重傷に至る例も起きています。

下り坂を走行中に転倒、転落した

事故事例

下り坂を走行中、速度調節ダイヤルを低速に合わせていなかったため、スピードが出すぎ、急ハンドルで操作を行ったため、カーブを曲がりきれず、転倒してけがをした。

事故を未然に防止するためには？

坂道を下る際は、速度を遅めに設定する。クラッチ（手押し走行装置）を切っての走行はしない。

踏切内でのバッテリー不足で電車に接触

事故事例

電動車いすで踏切を横断中、踏切内でバッテリーが切れて電動車いすが停止し、電車と接触し、重傷を負った。

事故を未然に防止するためには？

日常点検をきちんと行い、走行前にはバッテリーの残量を確認する。

電動車いすの正しい取扱うためのチェックポイント

初めて運転するときは？

- ☐ 操作や速度になれるため、講習会に参加し正しい使用方法を習得してください。
- ☐ 広く安全な場所で、十分に練習をしてください。

お出かけ前の確認事項は？

- ☐ 必ず日常点検をしてください。
- ☐ 正しい姿勢でバックミラーの調節をしてください。
- ☐ バッテリーの残量を確認してください。
- ☐ 前進・後進、速度の設定をしてください。
- ☐ アクセルとブレーキの効き具合を確認してください。
- ☐ 出かけるときは、必ず周囲の安全確認をしてください。

安全で快適な走行をするために怪我や事故を防ぐための禁止事項

- ☐ 身体を投げ出さないでください。
- ☐ 2人乗りや牽引はしないでください。
- ☐ 坂道で利用するときの注意を守る。
- ☐ 坂道での手押し移動はしないでください。
- ☐ 節度ある利用を心掛けてください。
- ☐ 走行中は携帯電話を使用しないでください。
- ☐ 飲酒後や体調の悪いときは運転をやめましょう。
- ☐ 危険な場所の走行は避けてください。

運転中の注意事項

- ☐ 道路の状況に応じた正しい操作と、速度を守りましょう。
- ☐ 電動車いすの取扱説明書の注意事項と歩行者としての交通ルールやマナーを守り安全に運転しましょう。

介護ベッド

医療機関や施設、在宅介護において介護ベッド関連での重傷・死亡事故が発生しております。
これらの事故の多くは、利用者の身体状況や使用状況によると思われ、事故の原因を分析すると、約70%はベッド周りのすき間に起因しています。製品の安全性を向上させるため、2009年3月に「在宅用電動介護用ベッド」のJIS規格の改定を行いましたが、ベッドに危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって、事故は未然に防ぐことができます。

最新介護ベッドまわりの事故件数の割合グラフ

最新介護ベッドまわりの事故件数

医療・介護ベッド安全点検チェック表

氏名　　　　　　記入日：　　年　　月　　日

チェック項目
※チェック項目ごとに危険がないか確認し、必要に応じて対応を行ってください。
※チェック項目が該当しない、もしくは対応したら☑を入れましょう。

チェック項目	事故事例と対応方法例	チェック欄
①ボードとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありませんか？ （首の挟み込みに対して、より安全であるための**すき間**寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。）	**≪事故事例≫** **無理な体勢でベッドの下にある物を取ろうとした時に、ヘッドボードとサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。** ***《対応方法例》*** ●ベッド周りを整理整頓し、利用者が身を乗り出さないように配慮しましょう。 ●ボードとサイドレール等のすき間をクッション材や毛布等を入れて埋めましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。	□ クッションなど
②サイドレールとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありませんか？ （首の挟み込みに対して、より安全であるための**すき間**寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。）	**≪事故事例≫** **ベッドの背中を上げた状態で、目を離している間に利用者がバランスを崩し、2本のサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。** ***《対応方法例》*** ●利用者から目を離す際は、ベッドの背中を必ずフラットに戻しましょう。 ●すき間を埋める対応品を利用しましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。	□ スペーサー
③サイドレール等に頭を閉じ込みそうな空間はありませんか？ （頭の閉じ込みに対して、**より安全であるための目安は、直径12cmの物が通らないことです。**）	**≪事故事例≫** **ベッドから起き上がる際にバランスを崩し、サイドレール内の空間に頭が入り込んでしまった。** ***《対応方法例》*** ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 ●すき間が小さく、より安全なサイドレール等に交換しましょう。	□ サイドレールカバー
④利用者の状態を確認しながら、ベッドの操作を行っていますか？	**≪事故事例≫** **利用者の手や足がサイドレールの中に入っている状態で、介護する方がベッド操作をし、手や足を挟んでしまった。** ***《対応方法例》*** ●ベッドを操作する前と、操作中最低1度は動作を止めて利用者の状態を確認しましょう。（※看護・介護する方が立っている場所と反対側は、布団などの死角となり特に注意が必要です。） ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。	□ サイドレールカバー

※すき間を埋める対応品、カバーで覆われたサイドレール等や後付カバーは各メーカーにお問い合わせ下さい。

業界団体などの取り組み

平成14年12月にベッドの安全な使用環境を構築することを目的として医療・介護ベッド安全普及協議会が設立されました。
医療・介護ベッド安全普及協議会では、製品の安全性向上に取り組むとともに、ベッドをご利用になる方々が安心して使用していただくためにセミナーを開催したりパンフレット等を作成して配付するなどの普及啓発を実施しています。

ガスコンロ

ガスコンロの火災件数の推移

2008年、全口にセンサーのついたSiセンサー付きコンロが法制化され、現在Siセンサー付きコンロの普及率は46%を超えました。そして、その普及率とほぼ同じ割合で、ガスコンロによる火災が減少してきました。
これはSiセンサー付きコンロのてんぷら油火災事故防止効果によるものです。しかし、一方でグリル内部で火災の発生する事故が発生しています。長期的には、やや減少傾向にあるものの、東京消防庁管内でも54件(2013年)発生しており、引き続き注意が必要です。

ガスコンロを原因とする火災件数推移
及びSiセンサ付きーコンロ普及率

※火災件数は総務省消防白書より
Siセンサー付きコンロ普及率はJGKA出荷統計及び住民基本台帳2013年度世帯数より算出

ガスコンロ事故の要因と事故事例

ガスコンロの事故のうち、誤使用と思われる事故を分析したところ、第一位が「てんぷら調理中に放置」第二位は「コンロやグリルに火をつけたまま放置」で、うっかりミスによる事故が大半です。

平成 19 年度から平成 23 年度に発生したガスコンロの事故 1,229 件のうち誤使用や不注意と思われる 818 件の事故の要因上位 5 位までを掲載。(NITE 報道発表より)

注意!! Siセンサー付きコンロにおいても事故は発生。

●なべ底汚れによるセンサー動作不良

センサーの接触する鍋底に汚れが堆積したケースではセンサーがはたらかず、事故が発生しています。

●グリル火災

溜まった油脂に引火、焼損

焼損した汁受け皿の魚脂

ガスコンロ

(一社)日本ガス石油機器工業会の取組(グリル火災への対策)

製品対応

消し忘れても一定時間後に消火する「消し忘れ消火機能」を業界標準化(2008年)しましたが、2012年11月にはさらなる対策として、炎あふれ防止機能または過熱防止機能のいずれかひとつの搭載することを定める自主基準を制定しました。

炎あふれ防止機能(1998年初搭載)
万一グリル内の魚などに引火した場合でも、排気口から炎が出ることを抑制、火災を未然に防止。

過熱防止機能(2003年初搭載)
庫内のセンサーが庫内温度をチェック。異常な温度上昇を検知し、自動消火。

2012年11月 業界標準化!
炎あふれ防止機能
過熱防止機能
いずれかの搭載を
自主基準化

お客様への正しい使い方の啓発(グリル庫内のお手入れの励行)

コンロのお手入れガイドをホームページや冊子で周知

平成27年度（第9回）

製品安全対策優良企業表彰

経済産業省は、「製品安全文化」の定着と、安全・安心な社会の構築のため、製品安全に積極的に取り組んでいる企業を**「製品安全対策優良企業」として表彰**しています。

経済産業大臣賞

■大企業 製造・輸入事業者部門

株式会社バンダイ

所在地：東京都台東区
事業内容：玩具・プラモデル・菓子・食品・カプセルトイ・カード・アパレル・生活用品などの企画・製造・販売

■大企業 小売販売事業者部門

株式会社イトーヨーカ堂

所在地：東京都千代田区
事業内容：総合スーパー（衣料品・住居品・食品の小売販売）

■中小企業 製造・輸入事業者部門

株式会社相田合同工場

所在地：新潟県三条市
事業内容：農具・鍬類、鍛造諸刃物の製造および販売

■中小企業 小売販売事業者部門

奈良日化サービス株式会社

所在地：奈良県大和郡山市
事業内容：住宅設備機器の販売、設置、点検、修理等のサービス全般

商務流通保安審議官賞

■大企業 製造・輸入事業者部門

パラマウントベッド株式会社

所在地：東京都江東区
事業内容：医療・介護用ベッド、什器備品の製造及びレンタル

日立アプライアンス株式会社

所在地：東京都港区
事業内容：家電製品の開発・製造

■大企業 小売販売事業者部門

パナホーム株式会社

所在地：大阪府豊中市
事業内容：戸建住宅・賃貸住宅などの建築工事、リフォーム工事の請負及び施工等

■中小企業 製造・輸入事業者部門

有限会社栄工業

所在地：新潟県燕市
事業内容：有害鳥獣駆除器等の企画・製造・販売

株式会社シナノ

所在地：長野県佐久市
事業内容：杖・ステッキ、スキーポール、トレッキングポール、ウォーキングポールの製造・販売

優良賞

■大企業 小売販売事業者部門

ダイアナ株式会社

所在地：東京都渋谷区
事業内容：婦人靴・バッグの販売・商品企画

株式会社ダスキン

所在地：大阪府吹田市
事業内容：清掃用具・衛生用品、介護用品・福祉用具のレンタルや清掃サービス、「ミスタードーナツ」を中心とする外食事業などのフランチャイズチェーンを展開

■中小企業 製造・輸入事業者部門

東洋羽毛工業株式会社

所在地：神奈川県相模原市
事業内容：羽毛寝具の製造・販売

ファイン株式会社

所在地：東京都品川区
事業内容：歯ブラシ、介護用品、臨床用各種洗剤の製造・販売

製品安全対策優良企業ロゴマーク

特別賞

製品の安全確保あるいはその支援に積極的に取り組んでいる団体または企業を『特別賞』として表彰しています。

一般財団法人 電気安全環境研究所

所在地：東京都渋谷区
事業内容：電気製品等に係る試験・検査・認証業務 "安全性向上等のニーズに対応した各種サービス"

一般社団法人 日本ガス石油機器工業会

所在地：東京都千代田区
事業内容：ガス機器、石油機器に関する生産、流通、消費等に関する情報収集、提供及び調査研究

ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社

所在地：東京都中央区
事業内容：家電を含む故障品の修理及び、リコールなど製品回収に関するプランニング、開発、提案、運用管理業務等